

吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会の設置について

1 設置理由

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度については、現在、実施主体は国及び大阪府となっており、大阪府が設置する審査会において、国庫補助協議対象事業者(以下、対象事業者)の選定を行っています。

令和2年度(2020年度)の中核市移行により、本補助制度の実施主体が大阪府から本市に移譲されることから、本市において新たに審査会を設置し、対象事業者の選定を行うものです。

なお、対象事業者の選定にあたっては、施設整備に係る資金計画、整備後の事業の安定性及びサービスの提供体制等について、専門的知見による客観的な審査を行うため、市の附属機関として設置するものです。

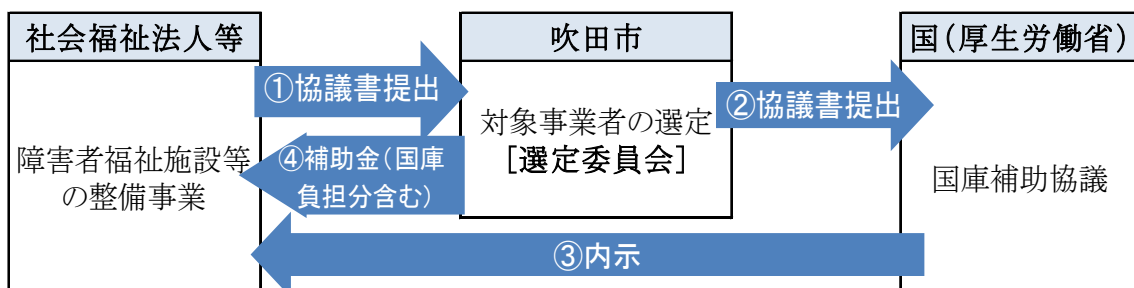
2 所掌事項

社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス等の施設整備補助にかかる対象事業者の選定に関する審議を行います。

3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度について

施設整備を行う事業者に対する補助を行い、障がい者の地域生活への支援体制の整備を進めます。

補助対象施設は、生活介護等の日中活動系サービス及びグループホーム等障害福祉サービスの事業を実施する事業所、放課後等デーサービス等の障害児通所支援等を行う事業を実施する事業所です。



3 今後の予定

- (1) 令和2年(2020年)2月定例会
本補助事業に係る令和2年度(2020年度)当初予算の提出
- (2) 令和2年4月
委員会設置(委員会規則の制定及び委員委嘱)